

令和6年度上山市届出保育施設等（認可外保育所）利用者 保育料負担軽減補助金について

事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、届出保育施設等（認可外保育所）を利用している児童の保護者に対し、その利用料（保育料）を助成します。

対 象

次の①、②、③すべての要件を満たし、①、②、③いずれかに該当する場合

- ① 保護者及び児童が上山市民である。
- ② 届出保育施設等を1カ月以上利用し、保育料の滞納がない。
- ③ 幼児教育・保育の無償化の対象者¹とならない0～2歳児の児童。

① 一定所得未満の世帯

父母の市町村民税所得割額²合算額が97,000円未満で、保育の必要性が認められる³児童が届出保育施設等を利用している世帯。

令和6年4月～8月分は令和5年度課税額、令和6年9月～令和7年3月分は令和6年度課税額から判定します。

② 多子世帯

保育の必要性が認められる第2子以降の児童が届出保育施設等を利用している世帯。

※生計を一にする⁴児童のうち、18歳未満（令和6年4月1日時点）の兄・姉から第1子とカウントします。

③ 同時在園

届出保育施設等を利用する児童のほか、兄弟姉妹が同時期に対象施設⁵を1カ月以上利用している世帯。

¹ 「無償化の対象者」とは、次の児童のことをいいます。

- ・ 認可保育所等を利用する児童（認定こども園、地域型保育事業を含む）
- ・ 子育てのための施設等利用給付認定を受けた児童（施設等利用給付認定子ども）で施設等利用費の支給対象となる児童
- ・ 企業主導型保育事業を利用し、施設等利用給付費の対象となる児童

² 父母の市町村民税所得割額について

- ・ 市町村民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、外国税額控除、配当・株式等譲渡所得割等の税額控除適用前の金額です。
- ・ 父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の税額も合算します。

³ 保育の必要性の認定は、上山市の認定基準によります。就労の場合、月64時間以上勤務。

⁴ 「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・通学・療養等の都合上別居している場合であっても、休暇時には生活を共にする場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。

⁵ 「対象施設」とは、届出保育施設等またはその他施設（認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、特別支援学校幼稚部、児童館 等）をいいます。

補助金額

補助金の額については、①、②、③の区分により以下の補助金額となります。

複数の区分に該当する場合は、有利な区分の額を適用します。

①一定所得未満の世帯

対象児	施設の種類	基準額（月額）a	届出保育施設等の月額 保育料 b	補助金額 （月額）
全児童	届出保育施設等	42,000 円	対象児に係る月額保育料	a と b を比較し少ない方の額
	企業主導型保育事業	【0歳児】 37,100 円 【1～2歳児】 37,000 円	対象児に係る月額保育料	

②多子世帯

対象児	基準額（月額）a	届出保育施設の月額保育料 b	補助金額（月額）
第2子以降	50,000 円	対象児（第2子以降）に係る月額保育料	a と b を比較し少ない方の額

③同時在園 ※別添の補助金額表もあわせてご参照ください。

対象施設（※） に入所する児童数	基準額 （月額）a	届出保育施設等の月額保育料 b	補助金額 （月額）
2人 （届出保育施設等に 1～2人）	12,000 円	対象児に係る月額保育料の 1/2 （届出保育施設等に2人の場合、2人目の児童が対象）	a と b を比較し少ない方の額
3人以上 （届出保育施設等に 1人）	24,000 円	対象児に係る月額保育料	
3人以上 （届出保育施設等に 2人以上）	12,000 円	対象児に係る月額保育料の 1/2 （届出保育施設等に3人の場合、2人目の児童が対象）	
	24,000 円	対象児（2人目以降）に係る月額保育料 （届出保育施設等に3人以上の場合、3人目以降の児童が対象）	

※「対象施設」とは、届出保育施設等またはその他施設（認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、特別支援学校幼稚部、児童館 等）をいいます。

申請方法

以下の①、②の書類を上山市子ども子育て課子ども保育係（11 番窓口）に提出して下さい。
なお、令和6（5）年1月1日の住民登録地が、上山市以外の市町村の方は④の書類も提出をお願いいたします。

- ① 上山市届出保育施設等利用者保育料負担軽減補助金交付申請書（別紙 様式第1号）
（●印の太枠内を保護者の方が記入捺印して下さい）
- ② 在園証明書兼保育料受領証明書（別紙 様式第2号）
（在園する施設から記入捺印してもらい申請書と一緒に提出して下さい）
- ③ 保育の必要性に係る申出書（別紙 様式第3号）
※教育・保育給付認定を受けていない方は、保育の利用を必要とする証明（就労証明書等）の添付が必要です。
- ④ 令和6（5）年1月1日時点で住民登録されていた市町村の「市町村民税課税証明書」
（住民税所得割・総所得額・所得控除合計額が明記されているもの）
- ⑤ 補助金振込先口座のわかる通帳等の写し（口座番号がわかるもの）

提出先

- ◆上山市内の施設及びちびっこランドみはらし園をご利用中の方
施設に提出
- ◆その他施設をご利用中の方
子ども子育て課 11 番窓口へ提出（郵送可）

申請締切・振込時期

- ◆前期（令和6年4月～8月入所分）
申請受付期間：10月1日（火）～10月31日（木）
振込予定月：11月～12月
- ◆後期（令和6年9月～令和7年3月入所分）
申請受付期間：2月17日（月）～3月17日（月）
振込予定月：4月～5月

【注意】

- ※ 申請にあたり申請書類等に不備があった際は、一度申請書類を返却させていただき、改めてご提出いただく場合がありますのでご注意ください。
- ※ なお、提出書類等の内容に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合には、補助金を返還していただきます。

《お問合せ先》

子ども子育て課 子ども保育係

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

TEL 023-672-1111（内線149）